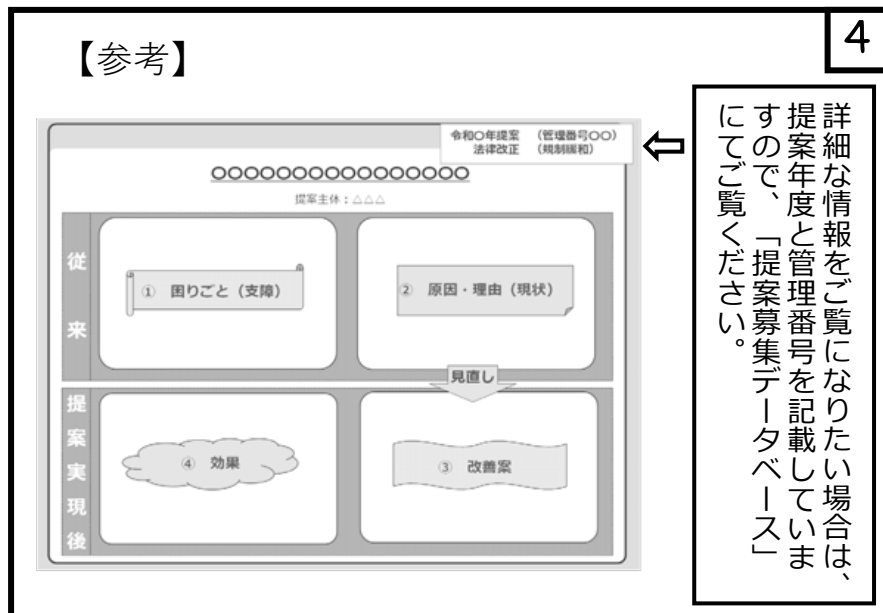


5. これまでの成果事例



5. これまでの成果事例（提案内容の分類）

これまでの提案事例みられる支障の類型

①今日の実情に合わない
過度の規制や不合理な
規制の廃止・合理化を
求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、やりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況や無駄な仕事が発生している
3. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない

②全国一律基準の緩和を
求める場合

4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

③ルールのも確化を求め
る場合

6. 法令の解釈が曖昧で、判断に困る、運用できない
7. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧で、運用できない

④事務の簡素化を求め
る場合

8. 書類・記入様式が多すぎるなど、事務的負担があまりにも大きい
9. 国（都道府県）が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
10. そもそも国との協議が形骸化している

⑤住民サービスの向上を
求める場合

11. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る（市町村に一部権限がおりていないため、一体的な権限行使ができない）
12. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
13. 国（都道府県）が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

5. ① 今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める事例

令和元年提案（管理番号5）

生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し

提案主体：船橋市

従
来

困りごと(支障)

- 債務者にとって利便性が低い
- ・日中は就労している等の理由から納付書払いが困難
- ・窓口納付では交通費がかかり、現金書留では郵便料金がかかる



原因・理由(現状)

- 生活保護費返還金等の返還方法は、
 - ・ 金融機関での納付書払い
 - ・ 福祉事務所での窓口納付
 - ・ 現金書留等に限定



見直し

提
案
実
現
後

効果

- 債務者の利便性の向上
- 返還金等のより効率的・効果的な収納



改善案

地方公共団体の判断で、生活保護費返還金等のコンビニ納付が可能に



5. ② 全国一律基準の緩和を求める事例

平成29年提案（管理番号105）

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等（のべ145団体）

従
来

困りごと(支障)

- 放課後児童クラブのニーズは増加するものの、地方では人材確保が難しい



原因・理由(現状)

- 放課後児童クラブの従事者（=放課後児童支援員）の資格と員数を「従うべき基準」として規定

資格	保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講
員数	支援の単位(概ね40人以下)ごとに2人以上

見直し

提
案
実
現
後

効果

- 市町村が適当と認めた方が、放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を、市町村自らが定めることができる



サービスの質を確保しながら、
地域の実情に応じた運営の工夫ができる

改善案

地方の創意工夫を活かすために
「従うべき基準」を参酌化

- 国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を、定められる



5. ③ ルールの明確化を求める事例

平成30年提案（管理番号7）

へき地等における管理薬剤師の兼務要件の明確化

提案主体：萩市

従来

困りごと(支障)

○へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならない、住民には大きな負担



原因・理由(現状)

○管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず兼務要件も不明確

見直し

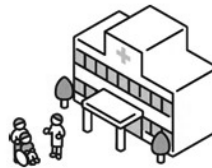
提案実現後

効果

○へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる



地域医療の継続に寄与



改善案

○へき地や離島の管理薬剤師は他の薬局の薬剤師を兼ねることができることを明確化



5. ④ 事務の簡素化を求める事例（手続きの簡素化）

令和2年提案（管理番号113）

国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

従
来

困りごと(支障)

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容の確認が必要

被保険者、市区町村双方の負担に



原因・理由(現状)

- 高額療養費の支給を申請する際、**70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出し**なければならない
- 一方で、**70歳以上75歳未満の被保険者は、**市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**手続の簡素化が可能**

見直し

提
案
実
現
後

効果

- 申請に係る被保険者の負担軽減
- 市区町村の事務負担軽減



改善案

市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に**

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に

5. ④ 事務の簡素化を求める事例（経由事務の廃止）

令和2年提案（管理番号110）

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案主体：岡山県、中国地方知事会

従来

困りごと(支障)

都道府県

○オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、**事務負担が発生**

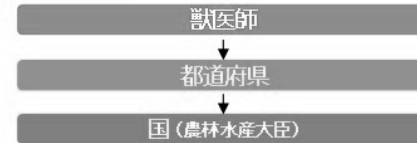


原因・理由(現状)

- 獣医師は、2年ごとに、住所、氏名、勤務先等を住所地の都道府県を経由して国に届け出なければならない
- 届出は紙又はオンライン（※）により提出される

（※）令和4年度からオンライン届出を開始

<届出の流れ>



見直し

提案実現後

効果

○都道府県における届出に係る作業の効率化が図られ、**事務負担が軽減**

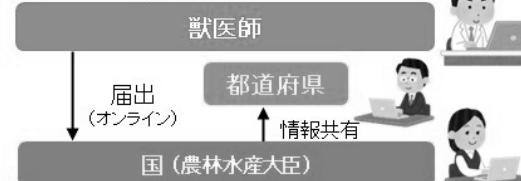


改善案

○オンラインによる届出の場合、**都道府県経由を不要とし、獣医師が直接、国に届け出ることとする**

※紙での届出は、届出者の利便性確保のため、現行どおり都道府県を経由

<オンラインの場合>



5. ④ 事務の簡素化を求める事例（デジタル化）

令和4年提案（管理番号42、125）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大 （所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務）

提案主体：山口市、福井市、福井県

従来

困りごと（支障）

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等（地方公共団体等）にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる

事業実施者等
（地方公共団体等）



公用請求

住民票の写し等の交付



- 申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。

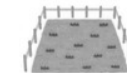
原因・理由（現状）

住民基本台帳法

- ①所有者不明土地^{（注1）}に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務等[※]
を行うために、住民票の写し等について、地方公共団体間での請求（公用請求）や、申請等での添付が必要

所有者等の現住所を速やかに
特定する必要がある

所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①森林経営管理法、②不動産登記法、③表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする（注2）。

見直し

提案実現後

効果

- 所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、各事務の円滑な実施に寄与
- 市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、行政事務が効率化
- 申請書類等の削減により、申請等の**手続負担が軽減**



改善案

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に
所有者不明土地法等に基づく事務を追加

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
- 公用請求が不要に
 - 住民票の写し等の添付が不要に



（注1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

（注2）その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

5. ④ 事務の簡素化を求める事例（計画の見直し）

令和4年提案（管理番号6）

地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の見直し

提案主体：鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会

従来

困りごと(支障)

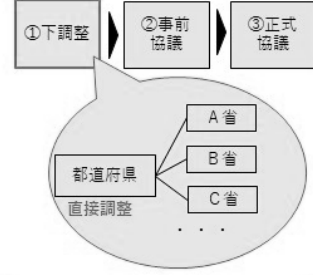
- **内容が重複する**計画をそれぞれ作成することの事務負担が大きい
- 計画策定に当たって、**何度も協議が必要**な上、各省庁と直接行う下調整は、**協議先が多岐に渡り、事務が煩雑**
- **詳細な進捗状況調査が毎年行われ**、事務負担が大きい

原因・理由(現状)

地震防災対策特別措置法

地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」）

- 国土強靱化地域計画と、内容が一部**重複**
- 計画策定のために**度重なる協議**手続を実施
- 下調整（＝実質的な調整）は、**都道府県が各省と直接調整**
- 計画に基づく**事業の詳細な進捗状況調査を毎年度実施**



類似計画との一体化、協議手続の簡略化など、運用の変更

見直し

提案実現後

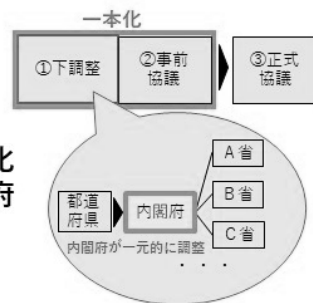
効果

- 都道府県の**計画関係事務を合理化**
- ➡ **地方公共団体が防災対策の実施に注力でき、地域住民の安全・安心に繋がる**



改善案

- **国土強靱化地域計画との一体的策定を可能に**
- **協議手続の簡略化**
 - ・ 下調整と事前協議を**一本化**
 - ・ 各省との調整窓口を**内閣府に一元化**
- **進捗状況調査の廃止**



5. ⑤ 住民サービスの向上を求める事例

令和5年提案（管理番号13）

里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

提案主体：石川県

従
来

困りごと(支障)

- 里帰り先の市町村において、妊産婦等の心身の状況に応じた相談対応や保健師等の訪問など、妊産婦等に寄り添った支援が困難となっている



原因・理由(現状)

- 里帰り先と住所地の市町村間で、妊産婦等の健康診査等に関する情報共有の仕組みが整備されていない

※現行法では、住所地の市町村から過去に妊産婦等が居住したことがある市町村に対してのみ、健康診査に関する情報提供を求めることが可能。



見直し

提
案
実
現
後

効果

- 里帰り先の市町村においても、妊産婦等の健康診査等に関する情報が得られることで、里帰りをした妊産婦等へ、より効果的な支援が可能に
- 里帰り先と住所地の市町村間において、迅速かつ効率的な情報共有が可能となる



改善案

- 過去の居住の有無に関係なく、里帰り先と住所地の市町村間で情報提供を求めることを可能とする

※上記のほか、健康診査に加えて産後ケア等の情報提供を求めることができるようにする。

- 今後、母子保健DXの推進により、社会保険診療報酬支払基金等の情報連携基盤を活用できるようにし、オンライン上で情報共有を可能にする仕組みを整備